

倉敷市有料老人ホーム設置手続等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けているものを除く。以下同じ。）を設置する者（以下「設置者」という。）が行う手続等について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要領の対象者である設置者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に有料老人ホームを設置し、又は運営しようとする者
- (2) 既に、市内に有料老人ホームを設置し、又は運営している者（法第29条第1項の規定による有料老人ホーム設置届（以下「設置届」という。）の提出を行っていない者を含む。）

(届出対象施設)

第3条 法第29条第1項の定義に該当する施設の設置者は、設置主体、設置形態又は施設名称の如何を問わず、この要領を遵守しなければならない。

(事前協議)

第4条 第2条第1号に定める者は、有料老人ホームの設置について、あらかじめ市長と協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。

- 2 事前協議は、都市計画法による開発許可若しくは建築許可申請前又は開発許可対象外の場合については建築基準法による建築確認申請前に、「倉敷市有料老人ホーム設置事前協議申出書」及び添付資料により行うものとする。
- 3 事前協議は、設置者が行うものとし、設計事務所、コンサルティング会社等の設置者でない者のみとの協議は行わない。
- 4 設置者が作成する事前協議に関する資料は、介護付有料老人ホームの設置を行おうとする場合、介護保険法担当部署と十分な協議のうえ、介護保険事業計画と整合していなければならない。
- 5 設置者は、設備、運営等を計画する際、指針に適合させなければならない。

- 6 市長は、事前協議に係る計画が指針に適合していないと認めるときは、設置者に対し計画の補正を指導する。
- 7 市長は、事前協議の内容が指針に適合していることを確認した場合は、事前協議が終了した旨を設置者に通知する。

(設置届等)

第5条 設置者は、この要領に定める手続等を遵守し、建築確認後、速やかに、設置届を市長に提出しなければならない。

- 2 設置者は、前項の規定による届出の事項に変更が生じた場合には、変更の日から1月以内に、法第29条第2項の規定による変更届を市長に提出しなければならない。
- 3 設置者は、有料老人ホームの事業を廃止又は休止しようとする場合には、その廃止又は休止の日の1月前までに、法第29条第3項の規定による廃止届又は休止届を市長に提出しなければならない。

(定時報告等)

第6条 設置者は、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日付け老高 0330 第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき、毎年7月末日までに、次の各号に定める事項について、所定の様式により市長に報告しなければならない。

- (1) 有料老人ホームの経営状況等に関する事
- (2) 有料老人ホームの施設等に関する事

- 2 設置者は、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直し、その結果財務諸表との乖離が生ずるおそれがある場合には、その原因、対処方針等を市長に報告するものとする。この場合において、当該報告は、前項第1号によることとする。

(情報公開)

第7条 市長は、設置者からの情報をホームページ等で公開することにより、利用者に対する情報提供に努める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。